

2014年度 國學院大學法科大学院

《Ⅱ期法律科目試験》

民 事 訴 訟 法

● 注 意 事 項

- 1 試験時間は、13時45分から14時30分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。これ以外のものを使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入してください。
 - ① 受験番号
 - ② 氏名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞆などの中にしまっ、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

農産物の売買代金支払請求訴訟において、裁判所は審理の結果、売買契約の成立と農産物の交付とは認めたと、代金支払いの弁済期は、3ヶ月後の平成26年1月31日であり、口頭弁論終結時においては、いまだ到来していなかった。

〔設問1〕 売買契約の内容として、代金支払いの弁済期が、原告・被告のいずれか若しくは双方から主張されている場合と、当事者のいずれからも主張されていない場合に分けて、認容、棄却いずれの主文となるか、簡明な理由を付して答えなさい。

〔設問2〕 設問1とは異なり、被告が弁済期は平成26年1月31日であって未到来であるとの主張をしている場合、裁判所は、弁済期である平成26年1月31日に支払えとの内容の将来給付判決をすることができるか。